

○町田市子ども・子育て会議条例

平成25年10月11日

条例第36号

子ども生活部子ども総務課

改正 平成27年10月7日条例第42号

平成30年3月29日条例第13号

令和2年9月30日条例第30号

令和5年3月31日条例第9号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項に規定する合議制の機関として、町田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（令5条例9・一部改正）

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1) 法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。

(2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し市長が必要と認める事項

（平27条例42・令2条例30・令5条例9・一部改正）

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(2) 子ども・子育て支援を実施する事業者の代表

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表

(4) 保健医療関係団体の代表

(5) 経済関係団体の代表

(6) 公募による保護者で市内に住所を有するもの

(7) 前各号に掲げる者のほか、子ども・子育て支援に関係する者のうち市長が  
適当と認める者

(平27条例42・平30条例13・一部改正)

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期  
間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度  
とする。

(臨時委員)

第6条 市長は、特別又は専門の事項を調査審議するために必要があると認めるとき  
は、子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとす  
る。

(令2条例30・一部改正)

(会長)

第7条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理す  
る。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

(令2条例30・旧第9条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年11月1日から施行する。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年4月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中第58号を第59号とし、第57号の次に次の1号を加える。

(58) 町田市子ども・子育て会議委員

別表国民健康・栄養調査員の項の次に次のように加える。

町田市子ども・子育て 会議	会長	日額 25,500円
	学識経験者	日額 21,700円
	その他委員	日額 10,000円

附 則（平成27年10月7日条例第42号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年12月17日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間に委嘱された委員の任期は、改正後の町田市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則（平成30年3月29日条例第13号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 3 0 日条例第 3 0 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 3 1 日条例第 9 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。